

## 工事契約締結内容

契約年月日	令和 7年 7月 22日
件名	令和7年度 精華台一丁目集会所防災機能強化改修工事
施工・履行場所	相楽郡精華町精華台地内
工事・業務概要等	<p>(工事内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁ボード撤去 0.4m<sup>2</sup></li> <li>・天井ボード撤去・復旧 2.1m<sup>2</sup></li> <li>・非常用電源切替盤新設 1面</li> <li>・電灯分電盤新設 1面</li> <li>・既設電灯分電盤改修 1面</li> <li>・ガス配管支持架台新設 1式</li> <li>・ガスマーテー2.5号新設 1個 等</li> </ul>
工事・業務種別	電気設備工事一式 機械設備工事一式
工期・履行期間	令和 7 年 7 月 23 日 から 令和 7 年 11 月 28 日 まで
契約の相手方	(株)協和電工いしづ 代表取締役 三好 雅人
契約相手方の住所	京都府相楽郡精華町大字祝園小字中ノ町14-14
当初契約金額	¥2,218,700- (税込)
選定理由（随意契約）	<p>1. 随意契約理由      本工事を一般競争入札に付したところ、1回目の一般競争入札において入札参加希望者がいなかったため入札中止となり、2回目についても1回目同様に、一般競争入札においても入札参加希望者がいなかったため入札中止となり、2回とも不調という結果となりました。      つきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定を適用して、随意契約を行うものです。</p> <p>2. 業者選定理由      本工事の業者選定理由については、町内に本社・本店を置いている入札参加資格者名簿登録者から、電気工事の許可を有している業者を選定します。</p>

## 第1回変更契約

変更後工事・業務概要等	(工事内容) • 壁ボード撤去 0.4m <sup>2</sup> • 天井ボード撤去・復旧 2.1m <sup>2</sup> • 非常用電源切替盤新設 1面 • 電灯分電盤新設 1面 • 既設電灯分電盤改修 1面 • LED照明器具交換 16個 • ガス配管支持架台新設 1式 • ガスマーテー2.5号新設 1個 等
変更後工期・履行期間	令和7年7月23日から令和7年11月28日まで
変更後契約金額	¥2,675,200.- (税込)
変更理由	非常用発電電源切替盤から電力を供給する照明器具の消費電力低減を図るためにあたり、既設の蛍光灯からLED照明器具に変更するため等。

## 第2回変更契約

変更後工期・履行期間	令和7年7月23日から令和7年12月26日まで
変更後契約金額	¥2,675,200.- (税込)
変更理由	LED照明の器具納入に時間を要することが判明したため。